

資料10 - 1 自治体別・種類別苦情受理件数

(平成18年度)

自治体 種類	合 計	典 型								典型7 公害 以外の苦情
		小 計	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	
愛 媛 県	181	88	18	47		1			22	93
松 山 市	489	480	200	99	2	93	9		77	9
今 治 市	69	64	3	13		20			28	5
宇和島市	28	28	20			1			7	
八幡浜市	14	14	6	5		3				
新居浜市	125	125	93	2	1	23			6	
西 条 市	48	30	10	9		8			3	18
大 洲 市	18	14		4		2			8	4
四国中央市	72	72	59	2		8	1		2	
伊 予 市	35	17	12	1		1			3	18
西 予 市	1	1							1	
東 温 市	21	4	1						3	17
市 計	920	849	404	135	3	159	10		138	71
上 島 町										
久万高原町										
松 前 町	54	33	18	7		4			4	21
砥 部 町	24	18	10	2		3			3	6
内 子 町										
伊 方 町										
鬼 北 町										
松 野 町										
愛 南 町	1	1	1							
町 計	79	52	29	9		7			7	27
合 計	1,180	989	451	191	3	167	10		167	191

資料 10 - 2 発生源別苦情受理件数

発生源	年度	16	17	18	発生源	年度	16	17	18
合 計		954	1,249	1,180	合 計		954	1,249	1,180
農 業		38	15	59	焼 却 施 設		67	39	36
林 業		2	8	3	産 業 用 機 械 作 動		45	51	69
漁 業		3	20	4	産 業 排 水		26	60	40
鉱 業		-	1	-	流 出 ・ 漏 洩		65	75	66
建 設 業		202	234	226	工 事 ・ 建 設 作 業		89	94	105
製 造 業		120	145	126	飲 食 店 営 業		6	22	19
電気・ガス・熱供給業・水道業		4	5	3	カ ラ オ ケ		6	9	7
情 報 通 信 業		-	1	-	移 動 発 生 源 (自 動 車 運 行)		4	5	7
運 輸 業		7	10	11	移 動 発 生 源 (鉄 道 運 行)		2	-	-
卸 売 ・ 小 売 業		28	30	21	移 動 発 生 源 (航 空 機 運 航)		-	-	-
金 融 ・ 保 険 業		-	-	-	廃 棄 物 投 棄		112	76	98
不動産業		2	2	8	家 庭 生 活 (機 械)		3	6	4
飲食店、宿泊業		24	34	37	家 庭 生 活 (ペ ッ ト)		13	3	2
医療、福祉		19	2	4	家 庭 生 活 (そ の 他)		28	52	38
教育、学習支援業		-	-	-	焼 却 (野 焼 き)		274	462	413
複合サービス事業		16	12	7	自 然 系		29	39	40
サービス業(他に分類されないもの)		65	120	81	そ の 他		110	181	151
公務(他に分類されないもの)		-	7	4	不 明		75	75	85
分類不能の産業		14	21	33					
会社・事業所以外		410	582	553					
個人		241	383	337					
その他		38	61	49					
不明		131	138	167					

資料 10 - 3 公害防止管理者等の設置を必要とする工場等

区分	特定工場	特定工場が設置すべき公害防止管理者等			
		公害防止管理者		公害防止統括者	公害防止主任管理者
大気	有害物質を発生する施設を設置する工場	(第1種公害防止管理者) 排出ガス量 40,000Nm ³ /h以上の工場	(第2種公害防止管理者) 排出ガス量 40,000Nm ³ /h未満の工場		排出ガス量40,000Nm ³ /h以上でかつ排出水量10,000m ³ /日以上以上の工場は、公害防止主任管理者を設置する。
	排出ガス量10,000Nm ³ /h以上の工場	(第3種公害防止管理者) 排出ガス量 40,000Nm ³ /h以上の工場	(第4種公害防止管理者) 排出ガス量 40,000Nm ³ /h未満の工場		
水質	有害物質を発生する施設を設置する工場	(第1種公害防止管理者) 排出水量 10,000m ³ /日以上以上の工場	(第2種公害防止管理者) 排出水量 10,000m ³ /日未満の工場		
	排出量1000m ³ /日以上以上の工場	(第3種公害防止管理者) 排出水量 10,000m ³ /日以上以上の工場	(第4種公害防止管理者) 排出水量 10,000m ³ /日未満の工場		
騒音	機械プレス（呼び加圧能力が980キロニュートン以上のものに限る。） 鍛造機（落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る。）	(騒音関係公害防止管理者)		常時使用する従業員数が21人を超える工場は、公害防止統括者を設置する。	
特定粉じん	特定粉じん発生施設を設置する工場	(特定粉じん関係公害防止管理者)			
一般粉じん	一般粉じん発生施設を設置する工場	(一般粉じん関係公害防止管理者)			
振動	液圧プレス（矯正プレスを除き、呼び加圧能力が2,941トン以上のものに限る。） 機械プレス（呼び加圧能力が980キロニュートン以上のものに限る。） 鍛造機（落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る。）	(振動関係公害防止管理者)			
	ダイオキシン類	(ダイオキシン類関係公害防止管理者)			
	ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1の第1号から第4号まで及び別表第2の第1号から第12号までに掲げる施設				